

米軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地における 一時展開に関する協定に係る確認書

米軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地における一時展開に関し、下記のとおり国が実施することを確認し、ここに確認書を作成する。

記

1 一時展開について

- (1) 米軍無人機MQ-9の飛行運用については、安全対策に万全を期するとともに、万一、事故が発生した場合、速やかに原因の究明を行い、飛行再開にあたっては十分に安全性の確認を実施するよう米側へ要請するものとする。
- (2) 騒音の低減に努め、基地周辺住民に過重な影響が及ぶことがないよう米側へ要請するものとする。
- (3) 運用開始前にデモフライトを実施するよう、米側と調整するものとする。

2 安全対策について

- (1) 米軍関係者との間で事件・事故が発生しないよう、パトロールの実施など、安全対策等を十分に講ずるとともに、万一、事件・事故が発生した場合は、基地内に設置する現地連絡所において速やかな連絡・対応体制を整えることとする。
- (2) 事件・事故が発生した際には、九州防衛局が得た情報について、鹿屋市へ速やかに情報提供を行うこととする。
- (3) 米軍人にはリバティ制度を厳守するよう教育を徹底するとともに、米軍関係者への新型コロナウイルス感染症対策についても徹底するよう米側へ要請するものとする。
- (4) 交通安全に関することや鹿屋市内の交通事情等について、警察と連携し、米軍関係者に研修等を実施することとするとともに、米軍関係者の交通事故の防止に十分留意するよう米側へ要請するものとする。
- (5) 公用車等を利用するなど、可能な範囲でまとまった人数で通勤が可能となるような手段を取るよう米側へ要請するものとする。

- (6) 米軍関係者との間で交通事故が発生した際は、被害者への対応が適切になされるよう米側へ要請するものとする。

3 現地連絡所について

- (1) 現地連絡所の体制・機能を具体的に提示することとする。
- (2) 現地連絡所の職員は市内の宿泊施設を利用し、米側と連携し、不測の事態等へ迅速かつ柔軟に対応することとする。
- (3) 現地連絡所と警察及び関係自治体との具体的な連絡体制を構築することとする。
- (4) 夜間パトロールの実施については、地元警察の協力を得て、十分な連携のもとに実施することとする。
- (5) 現地連絡所の連絡先等については、広く市民等に周知することとする。

4 地元事業者への対応について

- (1) 情報共有の円滑化、トラブルの未然防止の観点から、商店街や通り会などの関係事業者等に対して、適宜、説明を行うこととする。また、現地連絡所と関係事業者等との連絡会を設置し、地元事業者の声に耳を傾けること。

なお、本確認書に定めのない事項や、本確認書に定める事項に係る疑義については、九州防衛局と鹿屋市が協議し、必要な確認を行うものとする。

令和4年10月24日

九州防衛局長 伊藤 哲也

鹿屋市長 中西 茂

